

田辺すみれ訪問介護ステーション

指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕事業運営規程

（事業の目的）

第 1 条 医療法人研医会田辺中央病院が開設する田辺すみれ訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（指定相当訪問型サービスにあつては要支援状態または事業対象者）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 指定訪問介護の提供にあつては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

指定相当訪問型サービスの提供にあつては、その利用者が可能な限りその居宅で、要支援状態の維持若しくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 前 7 項のほか、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）」、「田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当訪問型サービスの人員等に関する基準を定める要綱」及び関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第 3 条 指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 : 田辺すみれ訪問介護ステーション

所在地 : 和歌山県田辺市新庄町田鶴1739-21

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤・田辺すみれハイム管理者と兼務)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名以上

- ・ 訪問介護計画〔指定相当訪問型サービス計画〕の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ・ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ・ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 20名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

- ・ 訪問介護員は、訪問介護計画〔指定相当訪問型サービス計画〕に基づき指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、サービス提供については営業日以外についてもやむを得ない場合については対応する。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により相談に応じ対応する。

(指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容

- ③体位変換
- ④移動・移乗介助、外出介助
- ⑤その他の必要な身体介護

(3) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

(4) 通院等のための乗車・降車の介助

2 指定相当訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 指定相当訪問型サービス計画の作成
- (2) 入浴、排泄、食事等の介助又は調理、洗濯、掃除等の援助
- (3) サービス提供区分

① 訪問型独自サービス費 2 1

…標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合

② 訪問型独自サービス費 2 2

…生活援助が中心で所要時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合

③ 訪問型独自サービス費 2 3

…生活援助が中心で所要時間 4 5 分以上の場合

(利用料等)

第 8 条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定相当訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、当該利用者の保険者(市町村)が定める額に基づくと共に、利用料の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料についても当該利用者の保険者(市町村)が定める額によるものとする

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、5 0 0 円(1 回につき)とする。

4 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者(利用申込者)又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項に関する規程の概要、事業所の訪問介護員等の勤務の体制、サービスの内容及び費用等について文書(重要事項説明書等)を交付して説明を行い、利用者(利用申込者)の同意を得るものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、みなべ町の各市町村一部地域を除く区域とする。

2 指定相当訪問型サービスの実施地域は、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、みなべ町の各市町村一部地域を除く区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理及び感染症の予防等に関する事項)

第11条 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

2 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(苦情処理)

第12条 指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(人権擁護)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業員に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるもの

とする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（身体拘束等の禁止）

第 16 条 事業所は、指定訪問介護〔指定訪問介護従前相当サービス〕の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（ハラスメント対策の強化）

第 17 条 事業所は、適切な指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期

的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 5 事業所は、指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕に関する記録を整備し、指定訪問介護においては、当該指定訪問介護を提供した日から 5 年間、指定相当訪問型サービスにおいては、完結した日から 5 年間保存するものとする。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人研医会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則	平成 26 年	8 月	1 日	施行
	平成 26 年	9 月	1 日	改定
	平成 27 年	6 月	1 日	改定
	平成 27 年	7 月	1 日	改定
	平成 27 年	8 月	1 日	改定
	平成 28 年	4 月 16 日		改定
	平成 29 年	4 月	1 日	改定
	平成 29 年	4 月 16 日		改定
	平成 29 年 11 月 16 日			改定
	平成 30 年	4 月	1 日	改定
	平成 30 年	6 月	1 日	改正
	平成 30 年	8 月 16 日		改定
	平成 31 年	1 月 16 日		改定
	令和 1 年	9 月 16 日		改定
	令和 2 年	2 月 16 日		改定
	令和 2 年	3 月	1 日	改定
	令和 2 年	6 月	1 日	改定
	令和 2 年	9 月	1 日	改定
	令和 3 年	5 月 16 日		改定
	令和 3 年	9 月 16 日		改定
	令和 4 年	6 月	1 日	改定
	令和 6 年	6 月	1 日	改定